

第 1 編

障害のある子供の教育支援の 基本的な考え方

第1編

障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

「障害のある子供の教育支援の手引」1 ページ～14 ページ

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方 (mext.go.jp)

1 障害のある子供の教育に求められること

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

インクルーシブ教育システム構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。

さらに、全ての学びの場において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが必要である。特に、特別支援学校に在籍する子供は、居住する地域から離れた学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。このため、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、特別支援学校及び小中学校等が密接に連携し、特別支援学校に在籍する子供が、居住する地域の小中学校等に在籍する子供と共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが求められる。

2 早期からの一貫した支援

障害のある子供に対し、その障害を早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義がある。

早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子供一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるように移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められる。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と据え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。

3 今日的な障害の捉えと対応

(1) 今日的な障害の捉え方（ICF）

世界保健機関（WHO）は、従来の国際障害分類（ICIDH）の改訂作業を行う中で、障害のある人だけでなく、障害のない人も含めた生活機能分類として、平成13年に「国際生活機能分類（ICF）」を採択した。ICFでは、障害の状態は、疾病等によって規定されるだけでなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されている。

平成23年に改正された障害者基本法においては、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、いわゆる障害者手帳の所持に限られないことや、難病に起因する障害は心身の機能障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれることが規定された。

(2) 合理的配慮とその基礎となる環境整備

就学先の決定に当たっては、子供が就学先となる学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、障害のある子供の就学に当たって、環境整備の状況確認を含め、実際の受入れ体制の準備は欠かせないものである。

障害者差別解消法第5条においては、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされている。

このような合理的配慮の基礎となる環境整備については、基礎的環境整備と呼ぶこととされている。基礎的環境整備は、不特定多数の障害者が主な対象となるものであるが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障害のある子供に対し、合理的配慮を提供することとなる。

合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある。

「合理的配慮」は、「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において提唱された概念であり、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。これらを基に、学校の設置者及び学校は、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。そして、その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要である。